

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和8年1月19日（月）午前8時56分から 午前9時15分まで
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出席者の職・氏名	<p>【出席者】</p> <p>松下市長、宇野副市長、二見教育長、又賀市長公室長、千葉危機管理監、濱総務部長、紺清市民環境部長、佐藤福祉部長、堤田こども・健康部長、松岡都市建設部長、村沢審議監兼まちづくり推進課長、田中会計管理者、益田上下水道部長、稲葉議会事務局長、福士学校教育部長、奥山生涯学習部長、小笠原監査委員事務局長</p> <p>（担当課1）</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、山本同課長補佐</p> <p>（担当課2）</p> <p>佐藤職員課長、古瀬同課長補佐、小島同課人事研修係長</p> <p>（担当課3）</p> <p>中谷財産管理課長、長谷川同課主幹兼課長補佐、山崎同課財産管理係長、袴田同課営繕係長</p> <p>（事務局）</p> <p>櫻井市長公室次長兼政策企画課長、齋藤同課主幹兼課長補佐、横田同課政策企画係主事</p>
欠席者の職・氏名	欠席者なし
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年4月行政組織機構改革の追加（案） 2 本庁舎等の開庁時間の短縮（案） 3 市庁舎長寿命化改修実施設計における追加改修項目（案）

<p>会議資料</p>	<p>(議題 1) ・令和 8 年 4 月行政組織機構改革の追加 (案) ・朝霞市事務分掌規則 (案)</p> <p>(議題 2) ・本庁舎等の開庁時間の短縮 (案) ・公共施設の開庁時間変更に伴う影響調べ 調査結果</p> <p>(議題 3) ・市庁舎長寿命化改修実施設計における追加改修項目 (案) ・平面図</p>	
<p>会議録の作成方針</p>	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p>	
	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p>	
	<p><input checked="" type="checkbox"/>要点記録</p>	
	<p><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管 (保存年限 年)</p>	
	<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月</p>
<p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>		
<p>傍聴者の数</p>	<p>—</p>	
<p>その他の必要事項</p>	<p>なし</p>	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 令和8年4月行政組織機構改革の追加（案）

【説明】

（担当課1：山本政策企画課長補佐）

令和8年4月行政組織機構改革の追加（案）について説明する。

資料1をご覧ください。

今回は、ファシリティマネジメントに係る組織として、「ファシリティマネジメント推進室」を、政策企画課の課内室として設置する案について、お諮りするものである。

新たな業務として実施するファシリティマネジメントに係る検討では、各個別計画に位置付けられている大規模工事の調整のほか、施設の再配置や複合化などに加え、東武東上線朝霞台駅再整備に伴う福祉等複合施設整備の再検討及び朝霞台駅周辺の公共施設も含めた一体的な見直しを検討する方向性に伴い、部署をまたがる全庁的な調整を行うための専門部署を早期に立ち上げ、着手する必要があるものと考え、まずは令和8年度に課内室として、係長と担当の2名を配置する案を提案するものである。

なお、今回の機構改革を実施した場合、部室設置条例の改正は必要ないが、事務分掌規則の改正が必要となる。

資料2をご覧ください。

事務分掌規則の改正案である。

ファシリティマネジメント推進室の分掌事務については、「公共施設等の総合管理に関すること」にしたいと考えている。

説明は以上である。

（又賀市長公室長）

本件については政策調整会議で審議している。

政策調整会議の審議について報告する。

「課内室名に違和感がある。「ファシリティマネジメント準備室」ではなく、「ファシリティマネジメント推進室」などの名称が適切なのではないか。」との質疑に対し、「令和8年度に朝霞台駅舎及び駅周辺に必要な機能等の検討や庁内の大規模工事の調整などについて、早急に対応すべく今回、室を設ける。今後、どこまで所管するのかについて、来年度引き続き検討する必要があると考えているため、準備室としたが、ご意見を踏まえて改めて検討する。」との回答があった。

これらの審議の結果、必要に応じて修正し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する

【議題】

2 本庁舎等の開庁時間の短縮（案）

【説明】

（担当課 2：古瀬職員課長補佐）

それでは、「本庁舎等の開庁時間の短縮（案）」について説明する。

資料3をご覧ください。

資料3については、政策調整会議でのご意見を踏まえ、「基本方針」の内容や、「今後のスケジュール」の表記について、一部修正している。

まず、目的についてご説明する。

本案の目的は、大きく3つある。

1点目は職員の働き方改革の推進、2点目は業務の効率化、3点目は限られた人員体制の中で持続的に質の高い市民サービスを提供すること、この3つを実現するため、開庁時間を短縮する方針を定めたいと考えている。

現在の開庁時間については、資料のとおり、開庁時間等により施設を3つに分類している。

次に、現状の課題として、1点目は、時間外勤務の縮減である。過去3年間、毎年約6万3千時間で推移しており、減少傾向が見られていない。また、職員意識調査では、110人の職員が時間外勤務の縮減を進めるために「開庁時間の短縮が必要」と回答している。

2点目は、デジタル手続きの拡充である。電子申請の受付件数は、令和4年度の8,162件から令和6年度には31,094件へと約3.8倍に増加し、窓口に来なくてもサービスを提供できる環境の整備が進んでいると考えている。この状況を踏まえ、今後もオンライン手続きの拡充を継続し、時間や場所にとらわれない市民サービスの提供を目指す。

3点目は、財政負担の軽減である。昨今の急激な給料の上昇などの影響から、人件費が増加しており、時間外勤務手当等の削減が急務となっている。

4点目は、環境への配慮である。持続可能な社会に向け、施設利用時間の減少によるCO₂削減の取組は必要不可欠と考えている。

続いて、開庁時間短縮の基本方針についてご説明する。

基本方針は、次の3点である。

1点目は、職員のワーク・ライフ・バランスの推進である。

昨今増加している職員の離職防止や優秀な人材の確保を実現し、将来にわたり持続可能な市役所を目指す。

2点目は、業務改善の時間確保である。

「働き方に関する職員意識調査」では、時間外勤務が縮減しない理由として「業務の効率化を図るための時間を確保できない」という声が多く寄せられた。業務改善について考える時間や職員間のコミュニケーションの時間を確保し、中長期的な市民サービスの向上につなげていく。

3点目は、利用実態に基づいた効率的な開庁時間の設定である。

別添資料4「公共施設の開庁時間変更に伴う影響調べ」の調査結果や、電子申請件数が増加している状況を踏まえ、来庁者の利用実態に基づいた効率的な開庁時間を設定するとともに、オンライン等の代替手段を拡充し、利用者の利便性を確保していく。

続いて、具体的な取組内容についてご説明する。

まず、開庁時間の変更内容である。

開庁時間を短縮する対象施設や時間帯等を決定する際の根拠資料とするため、資料4のとおり、調査を実施した。

その結果を踏まえた開庁時間の変更内容については、資料3のとおりである。

なお、電話応対も開庁時間短縮の効果を最大限発揮するため、開庁時間に合わせたいと考えている。

その他の施設については、地域活動の重要拠点であることなどを考慮し、今回は、開庁時間の変更は行わない。

次に、市民への対応策である。

市民への影響をできるだけ小さくするため、広報紙やホームページ等による事前周知の徹底やオンライン手続きの拡充などの対応を実施する。

続いて、時間外勤務縮減効果の見込みについては、資料3の記載のとおりである。

効果の検証としては、開庁時間短縮の試行開始後、来庁者数の変化、来庁者の時間帯別分布、職員の時間外勤務の変化、これらの項目について効果測定を行う。

これらを把握・分析し、市民利用への影響や時間外勤務縮減効果を確認した上で、必要に応じて運用改善などの検討を行う。

今後のスケジュールについては、資料に記載のとおりである。

なお、他自治体では試行を行わず実施している例もあるが、本市の短縮幅は近隣の自治体と比較して大きいため、7月から試行を開始し、その後、効果測定及び結果の検証を行い、必要に応じて実施内容の見直しを行った上で、令和9年4月からの本格実施を目指す。

留意事項のうち、開庁時間の短縮による会計年度任用職員配置への影響については、職種や業務内容により影響の程度は異なると考えている。試行期間中に来庁者数の動向などによる影響を把握し、本格実施の際に適切な配置ができるよう、政策企画課に対し情報提供したいと考えている。

本案は、働き方改革と業務効率化、財政負担の軽減により、持続可能な市役所運営を目指すものである。

同時に、来庁者の利用実態やデジタル化の進展を踏まえた開庁時間の見直しにより、市民サービスの質を維持したいと考えている。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

まず、「開庁時間変更後、電話の受付時間を開庁時間に合わせるかの調整はこれから行うのか。」との質疑に対し、「調整はこれから行うが、基本的には電話の受付時間も開庁時間に合わせたいと考えている。」との回答があった。

次に、「会計年度任用職員の任用時間縮減も考えているのか。」との質疑に対し、「窓口や事務作業等、任用の形態は様々であるため、一概には申し上げられないが、開庁時間の変更によって任用の必要がなくなる場合は任用時間が縮減することも考えられる。」との回答があった。

次に、「来年度の任用について、所管課で会計年度任用職員に対し意向調査を行っていると思うが、来年度開庁時間に変更される可能性があることを踏まえて意向調査しているのか。別途、開庁時間変更を踏まえた意向調査を実施するのか。」との質疑に対し、「職員課から発出している通知の中で、「現在、来年度の開庁時間変更の検討を行っているため、開庁時間が短縮される可能性があること」を踏まえた上で説明していただくよう依頼している。また、政策調整会議と庁議の結果、開庁時間の変更を実施することになった場合は、改めて通知したいと考えている。」との回答があった。

次に、「本格実施の時期を1月から4月に変更することは問題ないのか。」との質疑に対し、「問題ない。」との回答があった。

これらの審議の結果、必要に応じて修正し、庁議に諮ることとした。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【議題】

3 市庁舎長寿命化改修実施設計における追加改修項目（案）

【説明】

（担当課3：中谷財産管理課長）

それでは、「市庁舎長寿命化改修実施設計における追加改修項目（案）」について説明する。

昨年度実施した基本設計の内容を踏まえ、現在、取り組んでいる実施設計において、改修項目を2点、追加したいと考えていることから、その内容について説明する。

資料5をご覧ください。

追加項目の1点目は、「市民ホール階段の撤去」である。

本庁舎本館1階の市民ホールから、2階の収納課脇に通じる階段を撤去し、市民ホールを広げることで、待合スペースを確保するとともに、発信・交流スペースとしての機能を拡充したいと考えている。

現在、市民ホールでは、各課事業による、パネル展や各種団体による展示販売などが頻繁に行われているが、その際、待合スペースや来庁者動線への干渉・混雑が見られている。令和6年度には、毎月パネル展が行われたほか、およそ年間80回の展示販売が行われた。

一方で、この階段の利用状況を調べたところ、来庁者の使用頻度が、昇り降り合わせて、一日当たり167.2人、1時間当たりでは18.5人と、決して多くないことが確認できた。

また、階段を撤去することについて、建築基準法や消防法などの関連基準上、支障が無いことは確認している。

なお、先日の政策調整会議において、災害時の避難に関して、2階は職員数が多いため、避難経路として階段が不足しないか、また、2階より上の階からの避難者が階段に集中した場合に、2階の人が1階に降りられなくなるのではないかと、いったご指摘をいただいた。

これを受けて、政策調整会議のあと、消防署に確認するなど、改めて確認を行った。

市民ホールの階段を撤去した場合であっても、館内の避難動線を踏まえると、避難行動に直ちに大きな支障が生じる状況ではないと考えている。

一方で、これまで利用されていた経路が変わることから、避難時に、混乱なく階段へ誘導できるよう、誘導表示の見直しを適切に行いたいと考えている。

追加項目の2点目は、「議会傍聴席入口のトイレ改修」である。

資料6をご覧ください。こちらの資料は、基本設計の1階平面図に、今回追加する改修を、朱書きで記載したものである。

図面の上の方、アルファベットのKの符号を振った、トイレ改修と記載した部分、議場棟1階の傍聴席入口に入って、階段の脇を通った奥にある多目的トイレの改修を行うものである。

現在、このトイレについては、多目的トイレとなっているが、傍聴席までの動線は階段しかなく、車いす利用者は使用しないことから、傍聴者が利用しやすいように、洋式便器を1つずつ配置した、男女別々のトイレに改修したいと考えている。

今後のスケジュールとしては、本日ご承認いただけたら、資料配付により市議会への

報告を行いたいと考えている。

事業全体のスケジュールとしては、当初の予定どおり、今年度一杯で実施設計を完了し、来年度に、工事業者を決定し、工事に着手、令和9年度一杯での改修工事完了を予定している。

説明は以上である。

(又賀市長公室長)

本件については、政策調整会議で審議をしている。

まず、「2階は職員数が多いので災害時などに人が退避する際の避難経路が本館と別館の階段だけで足りるのか懸念される。階段撤去後の避難経路の確認や検証は行ったのか。」との質疑に対し、「ホールの階段がなくなることで避難経路の変更が生じ、2階は本館に2つ、別館に1つ、議場棟に2つとなる。避難経路の細かいシミュレーションは行っていないが、階段の数で考えると十分ではないかと考えている。」との回答があった。

次に、「人が上から殺到した際に、2階の人が下に降りられない事態も想定されるため、災害時等の導線も考える必要がある。」との質疑に対し、「ホールの階段を撤去するだけでなく、避難のことも考え、その他の階段に分散するよう改修工事の設計を進める。」との回答があった。

【意見等】

なし

【結果】

原案のとおり、決定する。

【閉会】